

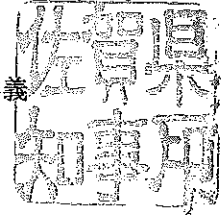
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県鳥栖市蔵上町587番地の1

氏 名 株式会社篠原建設
代表取締役 篠原 隆行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成27年12月 7日

許可の有効年月日 平成32年12月 6日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上12種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	面積	保管上限	備考
所在地 鳥栖市河内町字新屋敷2551番1			
産業廃棄物の種類			
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	112m ²	1.6m ³ (トラム缶200ℓ×8本)	スレート葺き屋内 (コンクリート床)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月 7日 更新許可

平成30年 3月19日 変更届 代表者の変更

平成30年 5月 2日 変更許可 産業廃棄物の種類の追加（汚泥（無機性のもの以外のもの）及び動植物性残さ） 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可の状況

(産業廃棄物収集運搬業)

氏名	株式会社篠原建設	許可番号	04113006538
住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587番地の1	電話番号	0942-83-3723
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市蔵上町587番1、619番1 佐賀県鳥栖市河内町字新屋敷2549番、2551番1	電話番号	同上 0942-85-0902

許可の内容等

許可等の種類	年 月 日	許可番号	許可等の内容
新規許可	昭和62年 3月30日	佐賀県指令61環第2957号	収集運搬業 (保管行為を含まない) 最終処分業 (管理型) (期限付け)
書換許可	昭和63年 5月13日	佐賀県指令63環第459号	
更新許可	平成6年 4月25日	4103006538	収集運搬業 (積替え・保管を含まない) 積替え・保管の追加及び産業廃棄物の種類(紙くず、繊維くず及びびんくず)の追加
更新許可	平成10年12月 7日		
変更許可	平成14年 5月10日	4113006538	
更新許可	平成15年12月 7日	04113006538	産業廃棄物の種類 (鉱さい) の追加 車両の変更 (4台廃止・4台追加) 事業場の所在地の追加及び車両の変更 (2台廃止・1台追加) 車両の変更 (1台追加) 車両の変更 (1台追加) 車両の変更 (1台廃止・1台追加) 車両の変更 (1台廃止・1台追加) 代表者及び車両の変更 (1台追加) 産業廃棄物の種類 (汚泥(無機性のもの以外のもの)及び動植物性残さ)の追加 車両の変更 (1台廃止・1台追加)
更新許可	平成20年12月 7日		
優良基準適合	平成24年11月29日		
変更許可	平成26年11月21日		
変更届	平成26年12月19日		
変更届	平成27年10月 6日		
更新許可	平成27年12月 7日		
変更届	平成28年 4月15日		
変更届	平成28年 9月27日		
変更届	平成29年 4月13日		
変更届	平成29年 9月15日		
変更届	平成30年 3月19日		
変更許可	平成30年 5月 2日		
変更届	平成31年 3月27日		

事業の用に供する施設

運搬車船	佐賀100か4613, 佐賀100あ2168, 佐賀100は3285, 佐賀100は3503, 佐賀100か5925, 佐賀480こ4345, 佐賀11ゆ2934, 佐賀100す3143, 佐賀100か6001, 佐賀400そ9457, 佐賀100す3916, 佐賀100か6662, 佐賀100す4829, 佐賀100す5101, 佐賀800す3028, 佐賀400た7223 以上16台
------	---

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。